

# 日本川崎病研究会会則

## 第1章 総則

- 第1条（名称） 本会は日本川崎病研究会（Japan Kawasaki Disease Research Society）と称する。
- 第2条（事務局） 本会の事務局は下記におく。  
東京都渋谷区広尾4丁目1番22号  
日本赤十字社医療センター小児科医局内

## 第2章 目的および事業

- 第3条（目的） 本会は川崎病に関する研究と会員相互の連係、内外の関連機関との連絡を図ることを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- （1） 総会
  - （2） 学術集会
  - （3） その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

- 第5条（会員） 本会は次の会員で構成される。
- 正会員 本会の目的に賛同し、会費を納める者。
- 顧問 本会には顧問を置くことができる。
- 名誉会員 満65歳を越えた正会員で本会に特に功績があり、運営委員会の承認を経て推薦される。年会費は終身免除される。
- 賛助会員 本会の目的に賛同する企業および団体で、賛助会費を納める者。
- 第6条（入会） 本会の正会員または賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金と年会費を添えて、事務局に申込み、運営委員会の承認を受ける。
- 第7条（退会） 退会を希望するものは、退会届けを事務局に提出し、運営委員会の承認を受ける。また次項のいずれかに該当する場合は退会とみなす。なお、いずれの場合も既納会費は返却しない。
1. 死亡または団体の解散。
  2. 年会費を2年連続して滞納した者。
  3. 除名された者。

## 第4章 役員

- 第8条（役員） 本会に次の役員をおく。
- 運営委員長1名、運営副委員長1名、会長1名、監事2名、運営委員若干名、幹事若干名。
- 第9条（役員の職務） 運営委員長は運営委員会を組織し、会務を執行し、総会を主催する。
1. 運営副委員長は運営委員長を補佐する。
  2. 会長は当該年度の学術集会を主催する。
  3. 運営委員は運営委員会を組織し、重要事項を審議する。
  4. 監事は会務を監査する。
  5. 幹事は庶務、会計を担当する。

- 第10条（役員の選出） 運営委員長は運営委員の互選で選出される。
2. 運営副委員長は運営委員の中から運営委員長の推挙により委嘱される。
  3. 会長は運営委員の推薦により、運営委員会で承認、委嘱される。
  4. 運営委員は運営委員2名以上を含む5名の会員の推薦で、運営委員会で承認、委嘱される。
  5. 監事は運営委員長の推挙で、運営委員会で承認、委嘱される。
  6. 監事は会員の中から運営委員会で承認、委嘱される。
- 第11条（役員の任期） 運営委員長、運営副委員長、運営委員、監事の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は1年間、運営委員長、運営副委員長、監事の任期は連続2期までとする。運営委員の任期は、満65歳に達した年の12月31日までとする。
- 第12条（役員の辞任） 役員を辞任しようとする者は、辞任届を運営委員長に提出し、承任を受ける。ただし任期満了あるいは死亡の場合は辞任届がなくても辞任とみなす。

## 第5章 会議

- 第13条（総会） 総会は正会員で構成される。
2. 総会は原則として年1回、学術集会開催地で運営委員長が召集して行う。
  3. 総会の議長は会長がこれに当たる。
  4. 議決は出席会員の過半数で決める。
- 第14条（運営委員会） 運営委員会は運営委員で構成する。
2. 運営委員会は運営委員長が招集する。
  3. 臨時運営委員会は運営委員長が必要と認めたとき、または監事1名以上あるいは運営委員5名以上の要請があれば運営委員長は可及的速やかな時期に臨時の運営委員会を開催しなくてはならない。
  4. 運営委員会の議長は運営委員長があたる。
  5. 運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席を必要とする。
  6. 議決は運営委員会出席者の過半数の賛成で決める。
- 第15条（委員会） 必要に応じて委員会を設置することができる。

## 第6章 学術集会

- 第16条（学術集会の開催） 本会は原則として毎年1回学術集会を開催し、会長がこれを主催する。
- 第17条（学術集会の発表者） 学術集会の発表者は、共同発表者を含めて正会員でなくてはならない。

## 第7章 会計

- 第18条（会計） 本会の会計年度は1月1日から12月31日とする。

## 第8章 会則変更

第19条（会則の変更） この会則は総会で出席正会員の過半数の賛同をもって変更することができる。

付則. この会則は平成12年10月13日から発効する。